

1 適切な休養を確保するための活動時間管理の徹底

(1) 活動日及び時間について

- ・平日は週1回(木)

15:15～16:30(夏季)5月～10月

15:15～16:00(冬季)11月～3月

(2) 休日の大会参加について

- ・ほほえみチャレンジマッチ、障害者スポーツ大会、特体連スポーツ競技会。

(3) 計画・活動実績について

- ・年間計画、毎月の活動計画の作成。
- ・活動実績は、ホームページやX(エックス)(旧:Twitter)で公表。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 望ましい運営体制の構築

- ・生徒自ら活動内容を立案できるよう、活動内容のアンケートを実施。
- ・生徒の障害の種類や特性を十分に理解し、常に精神面・身体面に健康に注意しながら指導を行う。

(2) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取り組み

- ・部活動費について、各大会や活動に使用した費用はその都度徴収する。
- ・運動部活動の運営に関する費用は、自己(保護者)負担を原則とする。
- ・活動経費の一部は、教育後援会費の予算から充当する。
- ・事故等が発生した場合は、速やかに学校長に報告し指示を受ける。本校の緊急時マニュアルに沿って対応をする。
- ・熱中症対策については、熱中症予防運動指針に従い、熱中症チェッカーとチェックシートを使用しながら安全に実施するようにする。
- ・活動中、又は自力での下校時における天候の急変等について細心の注意を払い、安全を最優先に対応する。

(3) 方針・計画・実績の公表と検証

- ・学校教育の妨げになってはならない。
- ・運動会、現場実習等の行事の前後については、生徒の健康状態を考慮し支障のない範囲にとどめる。
- ・事故防止のため、指導者は活動前に施設・用具等の安全点検を行う。
- ・生徒の健康観察を毎回行い、無理な活動はさせない。

3 生徒のニーズを踏まえた活動環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術の整備

- ・夏季シーズンは、陸上、サッカー、野球等の屋外スポーツを実施。
- ・冬季シーズンは、バスケットボール、ボッチャ、ドローン等の屋内スポーツを実施。

(2) 地域移行の推進

- ・部活動時間の縮減のための見直し。

- ・休日の大会参加項目の精選。

4 学校の働き方改革を踏まえた運営体制の構築

(1) 複数顧問制の推進

- ・部活動の教員のみならず、学校全体で部活動の指導にあたる。

(2) 休養日の振替の徹底

- ・休日の大会等で活動した場合、休養日を振り替える。
- ・平日の部活動日の休憩時間を確保する。